

## 第10回

食品のインターネット販売における

情報提供の在り方懇談会

議 事 録

消費者庁食品表示企画課

第10回  
食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会  
議 事 次 第

日 時 平成28年11月18日（金）10：00～11：10

場 所 中央合同庁舎第4号館共用220会議室

- 1 開会
- 2 報告書（案）について
- 3 その他
- 4 閉会

○湯川座長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、第10回「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を開催させていただきます。

本日の出席状況ですが、斉藤委員、丸山委員から欠席との連絡をいただいております。岸委員はまだお見えになっておりませんが、電車が遅れているということで、ほどなく来られることと思います。

それでは、ここでカメラの方については御退席をお願いいたします。報道関係の方は傍聴席へお移りいただきますよう、お願いいたします。

(報道関係者移動)

○湯川座長 それでは初めに、事務局から本日お配りしている資料の確認をお願いします。

○蓮見食品表示企画課補佐 では、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております配付資料の一覧とあわせて御確認をお願いいたします。

まず、「議事次第」、「座席表」、それから、資料としまして「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書(案)」、参考資料として「委員名簿」をお配りしております。

また、委員のお手元には第7回及び第8回の討議の際に用いました資料を御用意させていただきます。

以上が本日の資料でございます。お手元の資料に過不足や落丁等ございましたら、事務局までお申しつけください。

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は懇談会の報告書の取りまとめを行いたいと思っております。前回、事務局から提示をいただきました骨子(案)に対して、委員の皆様方からいろいろな意見をいただきました。これを踏まえまして、事務局のほうで「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会報告書(案)」を用意していただいております。

報告書(案)につきまして議論をしていただくわけですが、どういった点が前回の骨子(案)から変わっているかという点を中心に、まず、事務局から説明をいただきたいと思っております。

○蓮見食品表示企画課補佐 それでは、資料を御覧ください。次に述べます点を大きく修正させていただきましたので御報告させていただきます。

まず1ページおめくりいただきまして、目次ですけれども、「5. 本懇談会の提言」という項を新しく追加させていただきました。懇談会で取りまとめたいただいた内容は、ここに記載するという構成に修正しております。また、消費者ヒアリング、事業者ヒアリングを実施させていただいておりますので、その内容を各所に追記をさせていただきます。例えば6ページですけれども、2行目「また、消費者ヒアリングにおいて」という形で、消費者の方たちがインターネット販売を利用される際に確認している情報について、ヒアリングから得られた情報を書かせていただいております。また、事業者ヒアリングの例

でいきますと、例えば14ページの「消費者への情報の提供の方法」についての18行目になりますけれども「事業者ヒアリングにおいても」ということで、一定の方針に基づいて情報提供がされているというような御報告をいただいた内容を記載させていただくなど、随所にヒアリングから得られた情報を追記させていただいております。また、本文に書かれている内容がわかるように見出しを工夫させていただいております。それとあわせて参考となる事例、具体的な取組例というものをわかりやすく記載させていただいております。

続きまして、「本懇談会の提言」の内容について御説明をさせていただきます。23ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらは新しく設けさせていただいたパートになりますけれども、まず（1）としまして「食品のインターネットの販売における情報提供の在り方」について、この懇談会で御議論いただいた内容をまとめております。

まず、前提としまして、消費者の方たちがインターネットを通じて食品を購入する際には、より多くの食品をより多くのインターネット販売事業者、サイトから適切に選んで購入できるようにすることが望まれるという、ここは皆様共通の認識だったかと思えます。ただ、事業者の皆様のおかれては、食品のインターネット販売を行うに当たってさまざまな課題があるということがございます。ですので、18行目からになりますけれども、事業者の方々は、消費者の方が、購入時に食品の義務表示事項と同等の情報の内容を確認できるようにするために環境を整えていくという形で情報提供を進めていただきたい。その際には、4ポツに書かれている取組例などを参考にさせていただいて、段階的に情報提供の取組を推進して情報提供の拡大をしていく、これが望ましいあり方ではないかという形でまとめてさせていただいております。

ここで言うております環境整備というものは、当然ネットの画面上で全ての情報が確認できるという状態が望ましいとは思いますが、どうしても期限表示のように、ロットごとによって変わってしまう情報については随時更新をすることも難しいですし、なかなか情報としてウェブ上に載せづらいということがありましたので、そういった情報について、あるいは詳細が欲しい場合は別途問合せ先を設けて、そちらで対応していただく。つまりは、消費者の方たちが情報が欲しいと思ったときにきちんとアクセスができるような環境を整えていただくということも、ここに含まれてくる内容かと思ひまして、このような記述にさせていただいております。

さらに23行目以下は、2ポツから4ポツまで出てきた内容について、簡単に、エッセンスを抽出してポイントをまとめている部分になります。大きく言いますと、事業者の方たちに取組をしていただくに当たっては、対応できるところから始めていただく、段階的な取組を進めてくださいという内容が1つ目に書かれております。2つ目は、情報提供をする際は、当然のことではありますけれども、消費者の方にわかりやすい方法で提供してくださいという内容。それから1ページおめくりいただきまして、24ページ目の6行目ですけれども、まずは情報が伝わってこないと消費者の方へも提供できないということにな

りますので、業者間での情報伝達の円滑化を図っていただきたいということを内容として書かせていただいております。

(2)の「事業者の自主的な取組について」というところは、骨子(案)でも書かせていただいた内容ですけれども、きちんとそれを取り組む主体について明記をした上で書かせていただいております。事業者の方におかれましては、業態ですとか業界ごとに実情に沿った情報提供に取り組むための方針等々について本報告書を参考に検討いただきたいということ、それから、行政においても自主的な取組が進むように支援をしていくことが望まれるということを書かせていただいております。

(3)の「消費者への普及・啓発」でございますけれども、こちらはインターネット販売の利用が増加していくこととなりますと、きちんと情報提供に取り組んでいただいている事業者の方たちが評価されるように、また、消費者の方たちから選択をしていただけるようにということで、しっかりと国・地方公共団体、それから、場合によっては消費者団体、事業者団体などが消費者の方たちに対して、食品の容器包装ラベルにおける表示制度全体とあわせて、インターネット販売における義務表示事項に係る情報提供の取組に関する実情ですとか、そういったものを普及・啓発していくことが望まれるという内容を書かせていただいております。

それから、報告書本体の後ろに参考資料という形で、第7回と第8回でお示しさせていただいた消費者アンケート、事業者アンケートの結果をつけております。

本日の資料については、以上でございます。

○湯川座長 どうもありがとうございました。

それでは、報告書(案)の構成に沿って、章ごとに区切って議論を進めていきたいと思いますが、2章と3章につきましては消費者関係の話題ということで、一体として議論を進めていきたいと思っております。それでは、まず「1.はじめに」の部分です。1ページの1行目から4ページ目までが該当しますが、これについて、どなたからでも御意見を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

迫委員、お願ひします。

○迫委員 まとめていただきまして、ありがとうございました。

事前レクのと きだったと思うのですが、義務表示事項という報告書全体に出てくるものについての解説が必要ではないかということで、欄外に注釈をつけていただくようお願いをいたしました。こういう形で初発のところで注釈をつけておいていただくということで、わかりやすくなったかと思っております。ありがとうございました。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

内容にわたる話ではないのですが、図1と図2で、タイトルの字が他の文字に比べてちょっと小さくなっていますので、体裁は事務局に整えていただきたいと思ひます。

ほか、いかがでしょうか。もしないようでしたら、また後で思い出したというときには、

いつでも戻っていただいで結構です。

「2. 消費者が求める必要な情報の内容」、それから「3. 消費者が求める情報提供の方法」、5ページの1行目から12ページの7行目までが、その部分になります。こちらに移って御意見を頂戴したいと思います。

片岡委員、よろしく申し上げます。

○片岡委員 7ページから8ページにかけてのところですか。今まで、私がいろいろと発言をしていたところですが、結論めいたことではなく、消費者へのアンケート等からわかったことということでまとめていただきましたので、この内容であればアンケートから推測できることとして、消費者はこんなことを望んでいるのではないかということになっていますので、スムーズに理解できると思えました。ありがとうございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

森田委員、申し上げます。

○森田委員 私のほうも、前回、消費者ヒアリングの内容を入れてくださいというお願いをしていたのですが、今回、入れていただいて、いろいろな事例も紹介していただいて、ありがとうございます。

○湯川座長 どうもありがとうございます。

竹内委員、申し上げます。

○竹内委員 前回の骨子（案）の際にアンケートの数値の出し方について要望をさせていただきましたが、今回、丁寧に脚注のところそれぞれ必要事項を盛り込んでいただきまして、整理は大変だったと思いますが、とてもよいと思えます。

大変細かいことで恐縮なのですが、11ページ【必要な情報の探しやすさ】のところ「広告（商品の特徴をうたう宣伝など）」とありますが、この「うたう」という表現が少し情緒的な言い方かと思えます。「特徴を訴求する」という表現のほうがよろしいのではないかという印象を持ちました。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

これはそのように修正するというので、事務局に申し上げます。

ほか、いかがでしょうか。

もしよろしいようでしたら、その次「4. 情報提供の促進のための取組」、ページとしては12ページの9行目から23ページの4行目までということで、かなり長い部分になりますけれども、こちらに移りたいと思えます。どなたからでも御意見を頂戴したいと思います。では、武石委員。

○武石委員 まず、最初のほうですが「1. はじめに」から始まって、消費者のところまで、私どもも何回か発言をさせていただいた趣旨に沿って、食品表示法の趣旨をそのまま書くのではなくて適切な表現にされておりますし、あとアンケート結果だけでなく、ヒア

リングもきちんと盛り込まれておりますし、そういった面で全体的に評価させていただきたいと思っております。

12ページの「(1) 業者間による情報の入手の方法」の24行目から26行目にかけてが、そのまま読むと少しわかりにくいのかなというのが正直な印象でございます。第8回で片岡委員から発言のあったことが契機に少し書き込まれているのだと思いますが、要は食品販売の場合、ここに書いてあるように、製造者、卸売業者、小売業者といった形で、段階を追って複数の事業者を経由して情報が伝達されていく中で、今回のアンケート調査は実際にインターネット販売を行っている流通業者の調査のアンケート結果ということで、そこだけではなくて、ここにかかわるような卸売業者とか、そういったものが直接インターネット販売にはかかわらないのですけれども、実際の流通の段階では、情報提供という意味では非常に重要な役割を果たしておりますので、そういった関係業者がそれぞれきちんと情報伝達をしていくということがベースにならないといけないという御指摘であったのかなと思いますので、もう少しそういった視点で整理するとわかりやすいのかなと。

食品の情報が複数の事業者を経て伝達される場合、これが普通は一般的なルートだと思いますので、そういった場合に、どうやってその情報が伝達されてインターネット情報に届くのかといった話も含めて、もう少し整理、例えばこんな表現ではということで提案をさせていただきますと「ただし、食品の情報は製造業者、卸売業者、小売業者といった販売にかかわる複数の事業者を通して伝達されることから、アンケートの対象とならなかった卸売業者なども含め、関係事業者が一体となった情報伝達への取組が重要となる」といったような整理の仕方もあるかと思っておりますので、そういった点も含めて、そこは表現的にわかりにくいかなという気がしましたので、もう一度検討をいただけたらどうかなと思います。いずれにしろ、そんなに大きな話ではないので、修正は座長に一任したいと思います。

あと、これもちょっと細かいのですけれども、20ページの36行目の一番下に「食品情報」という言葉が出てきますが、ほかのところではずっと「情報」という言葉で整理されていた中で、ここだけ「食品」と入ってくることにちょっと違和感があったので、言葉の整理として「情報」で通すのであれば、全部「情報」という形で整理したらどうかなと思いました。

以上、2点でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

20ページのほう「食品情報」を「情報」というのは、そのように修正させていただきます。

それから12ページは、確かに趣旨のほう、インターネット販売に直接取り組んでおられない関係者の方々の間での情報の伝達が非常に重要だという趣旨、この文章はそのように書いているわけですが、そこがはっきり読み取れないのではないかという御指摘はもっともだと思います。

済みませんが、武石委員、先ほどの修正をもう一度読み上げていただきますか。確認の意味でもう一度読み上げていただいて、私としてはその方向で修正するというのでいいかと思うのですが。お願いします。

○武石委員 「ただし、食品の情報は製造業者、卸売業者、小売業者といった販売にかかわる複数の事業者を通して伝達されることから、アンケートの対象とならなかった卸売業者なども含め、関係事業者が一体となった情報伝達への取組が重要となる」と。

○湯川座長 ありがとうございます。

細かい言葉の表現なども含めて、これは私と事務局との間で、ほかの表現との横並びなどもあるかと思いますので、武石委員の趣旨を踏まえて修正させていただくことにしたいと思います。ありがとうございます。

片岡委員。

○片岡委員 今の部分、武石委員の意見には賛成いたしますが、それを入れたときに、今ある、伝達されない場合もあるのだという意味の記載が消えないように工夫していただくと大変ありがたいです。と言いますのも、アンケートの結果によると9割以上情報伝達が行われていると書かれているので、それとご提案の内容とあわせるときに、伝達されない可能性や場合があるのだという、今、書いてある意味が消えないように、うまくつなげていただきたいです。

○湯川座長 どうもありがとうございます。

ほかの方、この部分の修正について御意見があればお伺いしたいと思います。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 本当にささいなことでも、私の感覚がちょっと違うのかもしれませんが、12ページの18行目「お取り寄せに分類される事業者もいた」とか、その後はずっと「宅配に分類される事業者」という言いぶりが入ってくるのですけれども、これは4業態に分けて書き込んでいらっしゃるのわかるのですが、ざっと読んでみると日本語として「に分類される」という言葉が一々入る必要はないような気もするのです。これは感覚の問題ですから修文はそちらにお任せしますが、ちょっと引っかかる場所がありました。意味はわかるのですけれども、普通に読んでいったら、この報告書だけを読む人にすぐわかるかなというのがちょっと心配になりました。

以上です。

○湯川座長 そうですね。業態を明らかにするというので。ただ「お取り寄せに分類される事業者」という表現は、ちょっと違和感があるということですね。

○松岡委員 文章の流れとして。

○湯川座長 なるほど。何かいいアイデアがあれば、ほかの委員の方々からお伺いしたいと思うのですけれども、これまで文章を詰めてきてこうなっているので、私と事務局との間で考えた上で、結果的には変わらないかもしれませんが、検討させていただくことで御理解をいただければと思います。



ほかはいかがでしょうか。

森田委員。

○森田委員 13ページからの「情報伝達の取組例」を見ていきますと、まずフォーマットがあって、14ページに入りますと「商品マスタに直接情報を入力してもらおう」とあります。前回の骨子（案）のときには、この言葉は出ていなかったと思うのですが、商品マスタというのは規格書のことですか。規格書は恐らく川上から川下に行く、情報伝達をまとめた手段なのだと思うのですが、商品マスタは川下から川上に要求するようなどというイメージに見えてしまうのですが。

○蓮見食品表示企画課補佐 こちらで書かせていただいております商品マスタというのは、ヒアリングで出てきたお話なのですが、自分のところの、要は情報管理システムみたいなものにダイレクトに入力をしていただくという手法をとっていらっしゃる方もいましたので、そちらを紹介させていただくという趣旨で、規格書ではなくて、販売者のところの情報管理システムに直接情報を入れていただくという内容になります。

○森田委員 恐らく業界の言葉なのかもしれませんが、商品マスタという言葉がいきなり出てくるとちょっとわかりにくいので、脚注とかに商品マスタとは何なのだろうというのを加えていただければと思います。これは座長にお願いしてもよろしいでしょうか。さっきの蓮見さんのお話の内容を入れていただければいいと思うのですが。

○湯川座長 そうですね。あるいは商品マスタという言葉をごくここで使わずに「情報入力用のフォーマットを示して」という表現もあるかと思いますが、それは検討しましょうか。

○森田委員 フォーマットとは違うのです。

○湯川座長 わかりました。フォーマットとは違うという話がありました。

笹川委員、どうぞ。

○笹川委員 商品マスタは業界で標準的なものがあるかどうかはちょっとわかりませんが、情報管理システムとか商品に関するデータベースとか、そのように言ったほうがよろしいのではと。フォーマットとは、必ずしも一致しないように思います。

○森田委員 フォーマットは13ページにあるもので、14ページの商品マスタは商品情報化のためのデータベースといった位置づけになるのでしょうか。もし説明が必要でしたら、そこがわかるように書き分けて脚注に入れていただくということをお願いいたします。

○湯川座長 今までの議論をお伺いしますと、脚注をちゃんと入れたほうがよさそうですね。

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

もしよろしいようでしたら「5. 本懇談会の提言」、これは結論的な部分に当たるわけですが、23ページの6行目から24ページの27行目までになりますけれども、こちらに移りたいと思います。

どなたからでも御意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

迫委員、お願いします。

○迫委員 こういう提言という形で全体を取りまとめていただいたことによって、この報告書が何を言いたかったのかということが一目瞭然になりましたので、逆に要旨をつける必要がなくなって大変よかったと思っております。

それで1カ所だけ、これはちょっと個人的な趣味の世界かもしれないのですが、文章表現のところで、23ページの26行目「対応できる義務表示事項に係る情報や食品から取組を進める」と、こういった趣旨はよくわかるのですが「対応できる」というのが「情報」と「食品」の両方にかかってくることになりますので、点を1つ入れるか、または「義務表示事項に係る情報や食品について対応できるところから取組を始める」と、ちょっと順番を入りかえか、2つにかかるというところがちょっとわかりにくくなる可能性もありますので、この辺は座長と事務局で御検討いただければと存じます。

○湯川座長 趣旨はよくわかりました。今、修文案がすぐに出てきませんので、これについては私と事務局のほうで趣旨を反映させる文章に修正をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほか。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員 提言という形でおまとめをいただきまして、迫委員がおっしゃるように大変趣旨がわかりやすくなってよいと思っております。

これもまた細かいことで恐縮なのですが、24ページの10行目で「関係を構築する」という表現が出てまいります。21ページの12行目では「関係性の構築」となっております。「関係」と「関係性の構築」は意味が少し違いますので、ここは21ページと同様に、24ページの10行目も「関係性を構築する」としたほうが適切ではないかと考えております。

○湯川座長 ありがとうございます。

「関係の構築」となりますと、具体的な、何らかの形のあるものをつくれというお願いになるわけですが、それでも「関係性」であれば、より幅が広がるという趣旨でしょうか。

○竹内委員 マーケティングの分野では、「関係」ではなくて、「リレーションシップ」すなわち「関係性」が専門用語になっていますので、それに基づいて発言させていただきました。

○湯川座長 ありがとうございます。

では、ここは「関係性」というように修正させていただきたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

武石委員。

○武石委員 これは修文ではないのですけれども、24ページの17行目から18行目で、事業者が自主的な取組をする一方で行政も支援していただくというような記述があるのですが、これは具体的にどんなことを支援していただけるのかなという、ちょっとイメージが湧くようなものがあれば教えていただければと思っております。

○湯川座長 では、長官からお願いします。

○岡村長官 ありがとうございます。

消費者庁全体で取り組みたいと思っているのですが、事業者の方の中にも、消費者を大切にすることによって適切な表示をしていくことが、ビジネスにとっても大事と認めてくださっている、そういった考え方をより一般的なものにしていきたいと思っておりますので、消費者志向経営という言葉を使うこともあります。消費者を大切にすることをやっただいて、まず宣言をしていただき、それに組みこんでいただいた事業者については、消費者庁として全国のモデルとして発表していくことを考えております。そこに、この分野も、いずれ対象にさせていただければと考えているところでございます。

もちろんそれぞれの事業者が努力してくださっておりますので、それを広げる形で、目に見える形にしていきたいと思っております。

○蓮見食品表示企画課補佐 今のは全体的なお話だったかと思うのですが、例えば、システムの構築について検討をすることも有効ではないかというような記述が、4ポツの中に入っていると思います。

仮にそういったものを考えるに当たっては、必要があれば行政の側も、そちらの検討に参加するといったこともあろうかと思っておりますので、今、ここで具体的に一つ一つの取組がどうということとはなかなか申し上げられないのですが、必要な場面では当然支援をしていくということは考えております。

○湯川座長 長官も含めまして、事務局から説明どうもありがとうございました。

武石委員、それでよろしいでしょうか。

○武石委員 はい。

○湯川座長 ほか、いかがでしょうか。

森田委員。

○森田委員 23ページの18行目からなのですが、ここが肝だと思っておりますが「事業者は、消費者に、購入時に食品の義務表示事項と同等の情報の内容を確認できるように環境を整備することを」とあります。ここが後から入れた文で「確認できるようにすることを目標にしつつ」というところだったのが、その目標に向かって環境を整備することを事業者の方々の意見として入れたのかと思うのですが、ここで「環境を整備」と入れてしまうと「消費者が、」にかかるのか「事業者は、」にかかるのかわからなくなってしまうのですね。このままずっと読むと「消費者が、環境を整備することを目標にしつつ」のように見えてしまいます。

だから「事業者は、」を、例えば「事業者が、環境を整備することを目標にしつつ」というようにしないと、これは後から文を入れているのでこういうことになるのではないかと思うのですが、この「確認できるように」は、消費者が確認できるように事業者が取組を、ということですね。

消費者が環境を整備するわけではないですね。なので、そこへ一文入れたことで読み

づらくなっているというところと、あと、これは環境を整備することを目標にするのか、それとも確認できることを目標にするのか、ここが、どこに入っているのか、ちょっと御説明いただければと思います。

○湯川座長 前段の「事業者は、」が主語であるというのを明確化するというで「事業者は、」の位置を変えることや、例えば「消費者が、」の後ろの「、」を消すということでも明らかになると思いますので、それは事務局と調整させていただきたいと思います。

「目標としつつ」が、どちらにより強くかかるのかという趣旨については、前回の片岡委員からの御発言の趣旨も踏まえまして、目標という言葉を超強い印象を与えない言葉にするということと事務局との間で調整させていただいた経緯があります。そのほか、それに加えて何か説明があるようでしたら事務局からお願いします。

○蓮見食品表示企画課補佐 どちらを目標にするのかという御質問だったかと思うのですが、これは「消費者の方たちが情報を確認できるような環境を整備することを目標とする」ということが書きたかったところです。ですので、当然、ネット画面上で確認することや4ポツの中で出てきている問合せ先を書いておき、書き切れない情報については個別対応をしていただく、そういう取組を全て合わせて、消費者が情報を欲しいと思ったときにきちんとアクセスできるような環境、体制をつくっていくということで、情報提供を拡大していくことを目指していただきたいと思いますという趣旨で書いております。

○森田委員 蓮見さんがおっしゃっているのは、環境を整備するのは「消費者が、」ということなのですね。違いますか。

○蓮見食品表示企画課補佐 環境を整備するのは事業者です。消費者の方が情報を確認できるような環境を事業者がつくってくださいね、ということが言いたいのです。

○湯川座長 迫委員、お願いします。

○迫委員 今の関係ですが「消費者が、」の後ろに「、」があるがために非常にわかりにくくなったのだと思っております。

先ほど御説明の中に「確認できるような環境を整備する」と。「確認できるように環境を整備する」のではなくて「確認できるような環境を整備する」という形にすることによって、主語が「事業者が整備する」という形になってくるだろうということと、それから「環境を整備することを目標」ということを書き込まれたことによって、抽象的な理念ではなくて、一つずつ、できるところから一歩ずつ具体的な行動に移していただくということが書き込まれておりますので、「に」を「な」に直していただければ、なおよろしいのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

私も「消費者が、」の後ろの「、」が気になっていまして、これを外して「に」を「な」にすれば、より明確になるかなと思います。

そこら辺、片岡委員はいかがでしょう。

○片岡委員 主語がわかりにくいという点に関しては、今のように「、」をなくしたり、少し変えるだけでわかるようになるかと思えます。

ここは私がすごくこだわってきたところではあるのですが、今までヒアリングやアンケートをとった結果から、まだかなり課題があるので、それを一つ一つ進めていく。それから、既に取り組んでいる事業者がこれだけいて、取り組んでいない事業者も結局いるわけなので、事業者の取組を拡大していくこと、そして、そのような事業者を消費者の方に選んでいただくこと、それこそが本当に重要で、その取組を拡大していくことで、消費者が欲しいと思った情報を知ることができる機会をどんどん増やしていくことが、お互いにとって望ましいのではないかと考えています。

いろいろな課題がある中で、事前に全ての情報を確認できることを目標にしてしまうと、今の段階では課題が多過ぎてハード過ぎると思いましたが、何を目標にするかということ、できるだけそういう機会を増やして行って、情報を知ることができる消費者が増えるように、そのような環境を事業者が努力して、一つ一つ積み上げていくことを目標にするというようにまとめていただいたものと思っております、それであれば、着実に、一つ一つ進んでいくことができるのではないかと考えております。

○湯川座長 森田委員。

○森田委員 今、片岡委員の大変力強いお言葉で「環境を少しずつ整備していきながら拡大をしていく」ということで、今おっしゃったようなお話のニュアンスがもう少し伝わるように、このところを入れていただければと思いました。もちろん義務表示事項と同等の情報があればいいわけですが、ヒアリングの中でそれが難しい、できているところとできていないところ、そのためのいろいろなハードルがあるということもよくわかりました。そこで、その環境を整備しながら情報提供の拡大を推進していくことを進めていただけるということが、今回の懇談会の中で得られた一つの目的といえますか、そういうところになるのではないかと思いました。

どうぞ進めていただきますよう、お願いいたします。

○湯川座長 そうですね。ここら辺の文章はたった4行ですが、詰めてきた経緯がありますので、ここで大幅に修正をすると、またいろいろと意見が出て、まとまらないといえますか、もう一回ぐらい委員会をやることになるんじゃないかと大変です。

○森田委員 一任いたしますので、お願いいたします。

○湯川座長 それから、そういった情報提供を拡大していくのだという趣旨は、その前の2つの段落の中にも盛り込まれておりますので、全体で読み取っていただければということで御理解いただければと思います。

竹内委員。次に澤木委員。

○竹内委員 座長がお取りまとめくださったのに追加して申しわけないのですが、私も「消費者が、」の「、」をとって、迫委員がおっしゃるように「ように」を「な」にすれば、森田委員が御心配されている拡大のニュアンス、21行目にも最終的に「拡大していくこと

が望ましい」と明記されていますので、この文案でニュアンスは十分伝わるのではないかと思います。

○湯川座長 澤木委員、お願いします。

○澤木委員 24ページの「事業者の自主的な取組について」なのですけれども、15行目、業態や業界ごとに、その方針やガイドライン等を自主的に検討・作成することが望まれるということなのですけれども、実際のところ、そういうガイドラインなどを業態ごとにつくるのが可能なのかお伺いしたいと思います。

○蓮見食品表示企画課補佐 ここで想定している内容をお伝えさせていただきますと、しっかりとした、こういうように取り組んでくださいというような、がちがちのガイドラインをつくっていただくというイメージではなくて、まずはこの報告書の内容を普及していただくということだと思うのですけれども、その際にできるだけ情報を出す方針でという、ここに書かれている内容ですが、そういったものをきちんとあわせてお伝えいただくとか、あとは「消費者への普及・啓発」のところにも少しありますけれども、まずスタートとしましては食品の容器包装ラベルの制度を消費者の方に知っていただくことも重要なので、その取組のガイドラインというか、大きな方針を検討していただく際に、ネットで販売をされる場合にもということ少し盛り込んでいただくとか、そういったことから始めていただければと思っております。

あとは議論の中でも出てきておりましたけれども、できるところからというところで、当然、消費者ニーズの高いところからやっていただきたいということがあるので、例えば、より重要な情報としては安全性に関する情報とありますので、消費者のニーズはこういうところにあって、あるいは安全性の情報は大切なのでそういったところから始めてほしいというようなメッセージなどをあわせて発信していただくということを、まずはやっていただきたいという趣旨で、ここには書かせていただいております。実際のレベルのところまでやっていただけるかは、各事業者の方ですとか業界団体にお任せになってしまう部分はありますけれども、そういう思いで書かせていただいておりますので、お願いをしたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。そういった取組を、その次の2行で「行政として支援する」という組み立てになっております。

ほか、いかがでしょうか。

迫委員、お願いします。

○迫委員 先ほど片岡委員がおっしゃったのですけれども、23ページの文章の中で、取組が拡大していくと、それからもう一つは、それを消費者が選択すると、取組はきちんとしている事業者を、そういう場面で消費者が選択をしていくということが前段の文章の中には入ってこないのですが、24ページの(3)の「消費者への普及・啓発」というところの23行目から「情報提供に適切に取り組む事業者が評価・選択され、メリットを得られるようにするため」となっているのですが「メリットを得られる」というよりも「そういう事

業者が選択されるようにしていくことを進めていく」という書きぶりではいかがでしょうかと思っているのです。せっかくおっしゃっていただいた、消費者がそれを選択できる、そういうものに資するような情報提供であってほしいと思いますし、提供されたものが評価されていかななくてはいけないので「メリットが得られるようにする」という言葉より「選択される」のほうがより強くて、きちんと書けるかなと思いました。後ほど御検討いただければと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

御発言の趣旨としましては、文章としては「メリットを得られるように」というところを外して「適切に取り組む事業者が評価・選択されるようにするため」とストレートに書いたほうがいいのではないかとということです。

○迫委員 そうですね。同じことは言っているとは思いますが、「メリットを得られる」というのはちょっと抽象的かもしれないし、ざくっとはっきり書いてもいいのではないかと。そのために消費者の普及・啓発も行っていく。適切にやっているところがきちんと選択されるという、その結果がほしいということになると思いますので、すっきり書いてしまっているのではないかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ここは結論部分の、提言の最後のほうの文章になりますので、そういった修正でいいかどうか、他の委員、御意見があればお伺いしておきたいと思います。

片岡委員。

○片岡委員 もちろん事業者が評価・選択されること、イコール、それがいいことということで、今、こう書いていただいていると思うのですが「メリットを得られるようにするため」が完全に消えてしまうと、それはそれで、またちょっと弱まってしまうのかなという気もしております。例えば「情報提供に適切に取り組む事業者が評価・選択されることによって、事業者の取組がさらに促進されるようにするため」など、そこがつながっているのだということがわかるような文章にするというのも一つありかなと思いました。メリットを少し言い変えたという感じですかね。

○湯川座長 文章については、もう少し検討が必要かと思いますが、迫委員、そういった趣旨の修正でもよろしいでしょうか。

○迫委員 大変わかりやすくなっていいと思います。これが循環していくということ、今、追加していただきましたので、一つの取組で選択されるだけでなく、それによって、その有効性が他の事業者に評価されて、そして循環していくということが書き込まれたと思います。いい文案だと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかに、この部分についての御意見はいかがでしょう。

森田委員。

○森田委員 このパラグラフの25行目から26行目にかけてなのですが「国・地方公共団体、

消費者団体、事業者団体等が、消費者に対して、食品の容器包装ラベルにおける表示制度全体のほか」とあるのですが、ここはインターネット販売の懇談会なので、容器包装ラベルの表示制度全体のことは主ではないのですが「表示制度全体のほか」と書いてしまうと、だから「表示制度とあわせて」というように「ほか」としないほうがいいのではないかなと。

むしろ、この表示制度全体というのは、インターネット販売にはかからない、義務づけられないところで、その情報が根底にあって、あわせて「インターネット販売における義務表示事項に係る情報提供の取組等に関する普及・啓発を行うことが望まれる」ということなので、実は「消費者に対して」の後の「食品の容器包装ラベルにおける表示制度全体のほか」は、本当は要らないのではないかと思っているのですけれども、ここは根底にラベル制度があって、その上でということだったと思うので、この「ほか」が入っているのだと思います。「全体のほか」と書いてしまうと、ここの「インターネット販売における情報提供の取組の普及・啓発」が主なのに、何かこの書きぶりを何か変えられないかなと思いました。わかりますか。

○湯川座長 これは英語で言うとas well asみたいな表現を翻訳した日本語を念頭に置いたのではないかというように思います。「何々はもとより」とか「何々は当然のこととして」という趣旨で書いてあると思います。

○森田委員 そうですね。「根底として」という意味だと思うのです。

○湯川座長 英語の翻訳だとそういう表現が出てくるのですけれども、それはかたいので「のほか」というようにしているのかなと思います。「何々はもとより」とか、そんなような表現にしましょうか。

○蓮見食品表示企画課補佐 検討します。

○湯川座長 どちらも大事だという趣旨で書いてありますので表現を検討します。ただ、as well asの表現の場合は「何々はもとより」の後の事項、この場合はインターネット販売のことを強調して書いた表現になると言われております。

○森田委員 一文が長過ぎるのです。どこが主語で、何が望まれるのかということがわかりにくくなっているのですね。この一文はずっと丸がなくて、6行続いているのです。そこで何々のほかとか、いろいろ入っていくのでなかなかわかりにくい文章になっているのではないかと思います。

○湯川座長 そうですね。先ほど前段の文章の修正が入りましたので、前段と後段の間に切れ目を入れられるかどうかですね。確かに6行一塊は、文章としては長いので、そこは事務局と検討させていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

もしよろしければ、最後の部分、25ページ「6. おわりに」に移りたいと思います。どなたからでもお願いします。

片岡委員。



○片岡委員 「6. おわりに」のところに簡潔にいろいろとまとめていただいております。特に9行目以降の、ほかの販売形態においても同じようなことが考えられると書いていただいたことは非常に大きな意味があると思っております。

私は、これが始まる前にちょっと心配していたのは、インターネットに着目されるあまり、ほかの販売形態が忘れ去られてしまわないか。要するに、買う際に手元に実物がないということがインターネット販売に限らず共通の課題なのであって、実はインターネット販売は他の販売形態とそんなに変わるところはないのですけれども、そこを忘れ去られてしまうと怖いなと思っていました。しかし、インターネットの特性を生かして、あるいは実際にいろいろな方々の具体的なヒアリングやアンケート内容をもとに、建設的な取組例がまとまっているので、非常にいい形でまとめられたなと思っています。

あとはインターネットがひょっとしたら率先してやっていくのかもしれないのですけれども、それで情報提供をしている事業者が消費者に選択されるようになっていけば、他の販売形態でも、いろいろと課題はありますけれども、情報提供が促進されていくというようなプラスのサイクルが回っていくと思いますので、今後ぜひ、食品の情報提供に関して何か検討したりする場合には、他の販売方法も含めていただきたい。一番初めに、これは後のほうでは全然そのワードが出てこないのです私はずごく安心したのですけれども、最初に業態を分けるところだけ「対面」という言葉が出てきたのですね。私は対面とか非対面という言葉を知るとすごく反応するのですけれども、顔を合わせるかどうかは問題なのではなくて、容器包装のラベルの情報提供に際し、実物がそこにはないという課題に対してどう取り組んでいくかということが今後重要になっていきます。今後、いろいろな販売形態が、それこそネットで注文してお店に取りに行くなんていうものもどんどん活性化していくでしょうから、この考えですね。商品を買うときに、実物がその場にはない場合にどうやって課題を克服していくかを考えて、今後いろいろな取組を続けたり、検討をしていただければというように、感想めいたことですが思いました。

○湯川座長 ありがとうございます。

森田委員。

○森田委員 私もたびたびインターネット販売特有の問題という言い方をして、その点は恐らく心配をさせてしまったのではないかと思うのです。けれども、これはインターネット販売ということがタイトルに来るのでそういう言い方をしてしまったのですが、むしろ、今、すごく市場が伸びている通信販売ですとか、それからテレビのBSとか、いろいろな販売形態があって、その中でやはり非対面というところで、実はこの4つだけではなくて、これからもっと高度化していく中で、高齢化も進む中で、インターネットを使えないところでも非対面のいろいろな販売形態が出てくるのだろうなと思います。その中の、そういったところでも、これを参考にしてほしいということを入れていただいたというのは意義深いのかなと思いました。

○湯川座長 ありがとうございます。

迫委員、お願いします。

○迫委員 同様の意味なのですが、25ページの12行目「本懇談会でまとめた『必要な情報の内容』について」というように限定しているのですが「消費者が求める必要な情報の内容」という目次はあるのですが、この「必要な情報の内容」という目次はないことと、それから、この「消費者が求める必要な情報の内容」をここに置きかえるのかということではなくて、事業者の取組の中にも当然参考にされるようなものはあるのではないかと。そういたしますと、ここは本懇談会で取りまとめた報告書の趣旨、または方法論等々ということになるので、もう少し幅広く報告書の内容について、全てではないかもしれませんが、参考にできるのではないかとというような形のほうがいいのかなど。これでもわかるのですけれども、いずれにしても、必要な情報の内容がどこを示すのかというところが、ここだとわかりづらいかと思います。それだったら全体を参考にさせていただいていいのではないかと思ったところです。

○湯川座長 ありがとうございます。かぎ括弧でくくって、妙に限定的に書いていますからね。本懇談会でまとめた報告書の内容ということで特に問題はないかと私は思うのですけれども、ほかの委員の方から御意見を伺っておきたいとは思いますが、「報告書の内容については」というように修正をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○湯川座長 では、そのように。もちろんかぎ括弧をつけずに、地の文章で書くように修正します。

では、事務局、それでお願いします。

ほかはいかがでしょう。岸委員、小柳委員、いかがでしょうか。

○岸委員 よくまとまっていると思います。特にありません。

○湯川座長 ありがとうございます。

○小柳委員 私も特にないのですけれども、前回、終わりのときには報告書(案)はどうなるのかなど、変な話、非常に心配をしていたのですけれども、よくまとめていただいて大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

○湯川座長 どうもありがとうございました。

ほか、全般にわたるもの、議論済みの章でも結構ですので、何かありましたらここで伺いしておきたいと思います。

もしないようでしたら、今日、何か所か修正が出ましたので、その修正については事務局と私との間で調整、すり合わせをさせていただくということでお任せをいただきたいと思います。

最終版につきましては、再度、委員の方々に提示しまして確認をいただきたいと思います。その後、事務局のほうで報告書を公表していただきたいと思っております。

先ほど事務局から説明がありました参考資料ですが、公表の際にはこの参考資料もあわせて公表するという委員の方々のご要望もありましたので、その方向で考えております。

そのほか、議題として取り上げるものはございませんでしょうか。

武石委員、お願いします。

○武石委員 懇談会の報告ということで取りまとまったわけですが、今後のステップといえますか、これを受けて、またさらに検討を深めるようなことを将来的に考えていらっしゃるのか。要は、消費者基本計画なんかに書かれている大きな事項ですので、この懇談会の提言を持って一応整理されたというように理解をしてよろしいのでしょうか。

○湯川座長 そこら辺も含めまして、長官のほうから最後にお話をいただければと思います。

○岡村長官 それでは、まず心からの御礼を申し上げます。

昨年12月から1年間、本当に精力的に、御熱心な、それぞれの専門的なバックグラウンドを生かした御意見を誠にありがとうございました。

座長のリーダーシップ、そして、迫座長代理を初め、本当にお一人お一人の委員の方々のおかげで、大変内容的に充実した報告書ができたと思っております。

既に報告書（案）の段階で、この内容はかなり幅広いと考えていたのですが、本日はさらに建設的なコメントが相次ぎ、より完成度の高いものになったと思います。出席委員の方々の御尽力には敬服いたしております。

そして、頂戴いたしました御提言の中に書いてありますように、国、消費者庁といたしましても、地方公共団体とともに、まずは関係者へ、この報告書の内容を周知ということに力を入れてまいります。同時に事業者の方々、そして、消費者の方々への働きかけも進めてまいりますので、その状況を見た上で、次にどういった、目に見えるステップをとるべきか、実際にこの報告書で頂戴した御提言に基づいたそれぞれの努力を応援していけば、当面は足りるのか、そういったあたりを見きわめていければと思います。

審議官、付け加えることがあれば、よろしく願いいたします。

○吉井審議官 委員の皆様、1年間という長い間、本当にありがとうございました。インターネット、あるいは別の媒体等々による、実際に消費者の方々が手に取って見られない食品について、これからどんどんそういった形態のものが拡大していきたくと思っています。そういう中で、消費者の知りたいという意識を踏まえて、少しでも、一歩でも二歩でも先に進み、消費者の選択の機会の確保という観点から、しっかりした対応ができればと考えております。

そういう意味では、今回、御提言をいただきましたとりまとめに基づきまして先ほど長官が申しあげましたとおり、まずは周知をしっかりとしていきたいと考えております。当然ながら、これで終わりということではないと我々は思っております、状況を見ながら、さらに進めるべきところがあれば、また皆様方のお知恵をお借りしなければならないということが出てくるかもしれません。またそのときは、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○湯川座長 長官、審議官、どうもありがとうございました。今、御挨拶を頂戴した中に

ありましたとおり、武石委員の問いかけについても応えていただいているものと思います。

昨年12月から約1年間にわたり、ありがとうございました。皆様のおかげで、よい報告書、まだ案ですけれども、ほぼ最終版がかたまったと思います。今後、事務局との間ですり合わせをしまして、公開できるようにしたいと思いますので、引き続き確認に際しましてはよろしく申し上げます。

この懇談会は一応これで終了ということになります。

皆さん、1年間、本当にどうもありがとうございました。